

(案)

東日本大震災の記憶・教訓の伝承に関する基本方針について

令和 3 年 4 月

宮 城 県

1 目 的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、我が国観測史上最大規模のマグニチュード 9.0 を記録した地震と、それに伴う大津波が、かけがえのないふるさとや住み慣れたまちを一瞬にして破壊しました。

多くの尊い命が奪われ、生活の基盤も失われ、我が県は、かつて経験がないほどの甚大な被害に見舞われました。あの日以来、県民の皆様とともに復旧・復興に取り組んでまいりましたが、発災から 10 年が経過した今も、心の復興や生業の再生など、被災者の安心につなげられる真の復興へはまだ道半ばにあります。10 年の月日の経過により、まちの風景も変わり、かつての面影が失われた場所もあります。震災後に頻発する国内各地の大規模な災害に加え、震災を経験していない人々の増加など、歳月は、人々の東日本大震災の記憶を風化させていきます。

また、東日本大震災は、災害の痛ましい爪痕とともに、災害が発生した際に行政として取るべき対応や避難する際の行動の在り方、防災・減災のため備えておくべき対応や施設整備など、今後の大規模災害から県民の命と財産を守っていくために取り組むべき更なる課題を残しました。

本県は、歴史的にも、869 年の貞観地震以降、慶長地震、明治三陸地震、昭和三陸地震、チリ地震、宮城県沖地震など度重なる大地震と、それに伴う津波によって甚大な被害を受けてきました。東日本大震災の甚大な被害を振り返る中で、こうした過去の大震災の中で、「ここまで津波が到達した」、「地震があったら津波の用心」といった貴重な言い伝えが各地に残されていることが、あらためて明らかになりました。このことは、私たちに「震災伝承」の重要性を再認識させることになりました。

歴史に学び、後世に受け継いでいくこと、東日本大震災と同じ悲しみを二度とくり返さないために、震災を経験していない世代やこれから生まれてくる子どもたちに、震災の記憶や教訓を、風化させることなくしっかりと伝え継いでいくこと、そして、最大の被災地である本県の責務として、本県のみならず国内外の今後の大規模な災害に対する防災力向上のために、これまでいただいた御支援に対する感謝の意を込めて、多くの方々に、様々な形で広く伝えていくことが必要です。

併せて、東日本大震災以降も、国内では地震や台風、大雨等による自然災害が発生しており、近い将来には更なる大地震の発生も懸念される状況であることから、一人ひとりがかけがえのない大切な命を守るためには、誰もが災害に直面する可能性があるという認識

を持ち、いざという時のために備えることが当たり前のこととなる、防災・減災意識の醸成と、実際に「自らの命を守るための行動」が実行できることが必要です。このため県では、震災やその復旧・復興過程で得られた経験、教訓を国内外の方々に広く発信し、これからは担う次の世代へ永く伝え続け、災害時に「自らの命を守る行動」が実践できる社会を構築します。

こうした理念の下、県の震災の記憶や教訓の伝承に関する取組の方向性を明示し、その取組を着実に進めていくために、東日本大震災の記憶・教訓の伝承に関する基本方針（以下、「方針」という。）を定めるものです。

2 震災の記憶・教訓の伝承に関する状況・課題

現在、被災市町では、震災の経験や教訓を伝える震災遺構等の震災伝承施設の整備が進んでおり、既に開設している震災伝承施設では、国内外から訪れる多くの来訪者に、被災時の状況を保存した現場や発災当時の映像・写真、語り部によるガイド等により、津波の脅威や命を守るための防災・減災意識の必要性等が伝えられています。また、多くの団体や個人が、語り部活動や様々な研修プログラムの実施により、伝承や防災・減災活動に取り組んでいます。加えて、アーカイブによる被災市町の記録誌や証言集など、震災の情報に触れる環境が整備されるとともに、県域を越えた団体の設立など、伝承に取り組む団体や震災伝承施設の連携が図られる環境が整いつつあります。

一方で、東日本大震災からの時間の経過に伴い、人々の震災に関する記憶や関心の薄れ、震災後に誕生した震災を知らない世代の増加、さらには、震災当時の経験・記憶を伝える語り部の高齢化等の状況から、震災の記憶の風化が進むことが懸念されています。

また、震災の記憶や教訓を国内外に広く発信し、世代を超えて伝え続けるためには、市町村や学術・研究機関、民間団体等の多様な主体が、それぞれの知見や経験を共有し、互いに活かし、発信力の強化や活動の持続・推進につなげていくことが重要であり、そのための環境の整備が求められています。

さらには、デジタル技術の進展や新型コロナウイルスの感染拡大等を踏まえ、今後の震災伝承の取組においては、ICTを活用した非対面型による対応にも配慮する必要があります。

こうした状況を踏まえて、震災について学び、伝えることのできる環境づくりや、伝承の担い手の育成、震災伝承に取り組む多様な主体の連携等を推進していくことが必要です。

3 基本理念

東日本大震災の経験や復旧・復興の過程、そこからの教訓を
現在（いま）、そして未来に伝え続ける。
一人ひとりがかかけえのない大切な命を守り、
災害時に「自らの命を守る行動」が実行できる社会をつくる。

4 伝承に関する3つの柱とそれぞれの取組

宮城県では、震災伝承に係る状況、課題と基本理念を踏まえ、以下の3つの柱により伝承に取り組めます。

(1) 震災の記憶・経験の蓄積と発信

- 石巻南浜津波復興祈念公園「みやぎ東日本大震災津波伝承館」の震災伝承に関する展示を通じ、国内外から来館する多くの方々に対し、県内の被災の大きさや復興の状況、語り部や民間団体等の思い、津波から命を守るための行動の重要性等を伝えます。
- 出前講座等の開催等により、東日本大震災を踏まえた防災・減災対策の情報提供や津波防災への意識啓発に取り組めます。
- 「東日本大震災アーカイブ宮城」により、震災に関する記録・資料等を収集・保存し、インターネット上に公開することにより、震災に関する記憶の風化を防ぐとともに、その利活用を促進し、防災・減災対策や防災教育等に役立てます。
- 東日本大震災の復旧・復興の過程で得られた職員の経験や教訓等を取りまとめ、県内外の自治体が震災対応業務未経験職員への研修や大規模災害発生時の対応に活用できるようにするとともに、ポータルサイトを構築し、一元的な情報発信に取り組めます。

(2) 伝承や防災・減災に関する人材の育成と防災教育の推進

- 震災や復旧・復興過程で得られた経験・情報を教訓（知識）として学ぶための環境を整備し、伝承の担い手や防災・減災に関する人材の育成に取り組めます。
- 地域において「共助」の核となる自主防災組織などの地域防災活動を担う人材や、将来の宮城を支え、自主防災組織等における次世代のリーダーなど、将来の地域防災の担い手となる人材を養成し、県内全体の地域防災力の向上を図ります。
- 被災地訪問型の研修等により、教職員の防災意識を伝承するとともに、震災の教訓等を踏まえた防災教育に取り組み、児童生徒等の災害への対応力や防災意識の向上を図ります。

(3) 多様な主体の連携による伝承の推進

- 市町村や学術・研究機関、民間団体等の多様な主体が参画した研修会や意見交換会

等の開催により、それぞれの知見や経験が共有され、互いに活かすことができるようネットワーク化に取り組みます。

- 防災力の向上と地域活性化を目的として、県内外への広域的な情報発信や伝承ツアーリズム等に取り組みます。
- 石巻南浜津波復興祈念公園「みやぎ東日本大震災津波伝承館」において、県内の被災市町や伝承団体等が来館者に直接語りかける場の提供などに取り組みます。

5 伝承の推進体制

上記4の取組の推進に当たっては、「新・宮城の将来ビジョン」の「被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート」の4つの取組分野の一つとして、「復興事業のフォローアップと成果・教訓の伝承」を位置付けるとともに、「復興・危機管理部」とその部内に「復興支援・伝承課」を新たに設置し、以下のとおり取り組みます。

(1) 庁内の体制

復興・危機管理部復興支援・伝承課を主担当課とし、「宮城県震災復興本部」の下で、庁内組織が連携し、取り組みます。

(2) 外部との連携体制

市町村や学術・研究機関、民間団体等、多様な組織と連携し取り組みます。

6 期 間

この方針は、令和3年度からの取組の方向性を示すものであり、「新・宮城の将来ビジョン実施計画期間（前期：令和3年度～令和6年度）」（4年）と合わせ見直しを行います。